

青森県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

令和5年度において、他の都道府県から青森県に入猟しようとする狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書の提出先

一般社団法人青森県猟友会

[住 所] 〒030-0802 青森市本町5丁目5-21 青森県農業共済会館2F

[連絡先] 電話 : 017-773-3920

FAX : 017-718-4033

2 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書…………… 1部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は各都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面…………… 1部
- (3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書、あるいは、損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書…………… 1部
- (4) 写真（最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmのもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること）…………… 2枚

3 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等

(1) 対象鳥獣捕獲員

青森県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類…………… 1部

※ 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第9条第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員のうち主として対象鳥獣（特措法第4条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣をいう。）の捕獲等に従事することが見込まれる者として青森県内の市町村に指名され、または任命された者。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し…………… 1部
捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書…………… 1部

ウ 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業に限る）が実施されたことを証する書類…………… 1部

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、青森県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し…………… 1部

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記ウの事業に対応したのものに限る。なお、従事者証に係る目的は、法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

※ 「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、法第18条の2に基づき認定を受けた法人のことである。また、「捕獲従事者」とは、認定鳥獣捕獲等事業者において鳥獣の捕獲等に従事した者である。

(3) 許可捕獲者（許可の区域に青森県内が含まれる場合に限る）

ア 法第9条第1項の許可を受けてその捕獲等を行った場合

(ア) 法第9条第1項に基づく許可証の写し…………… 1部

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請する日前1年以内の期間に、法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る。

また、原則として、許可証の写しで対応することとする。この場合、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」等に実際に許可に係る捕獲等に従事した日を記載しなければならない。

イ 法第9条第1項の許可を受けた者の従事者としてその捕獲等を行った場合

(ア) 法第9条第1項に基づく従事者証の写し…………… 1部

(イ) 捕獲等従事結果報告書（従事実績日が申請前1年以内であるものに限る）

…………… 1部

減税の対象となる許可捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、法第9条第1項の許可を受けた従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る。

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び送料

(1) 狩猟税

登録の種類		狩 猟 税
ア	(ア) 下記(イ)以外の者	8,200円
網 猟 、 わ な 猟	(イ) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5,500円
イ	(ア) 下記(イ)以外の者	16,500円
第 一 種 銃 猟	(イ) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11,000円
ウ	第二種銃猟	5,500円
エ	対象鳥獣捕獲員	課税免除
オ	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	課税免除
カ	法第9条に基づく許可捕獲の従事者	上記ア～ウに係る税額の半額 (100円未満切捨て)

(2) 狩猟者登録手数料…………… 1, 8 0 0 円

(3) 送料……………不要
 狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図については、宅配便による料金着払いです。

5 納付方法

- (1) 狩猟税及び狩猟者登録手数料は、現金書留又は銀行振込とする。
- (2) 銀行振込の場合の銀行及び口座番号

【振込先】

- ア 銀行名 青森銀行本店営業部
- イ 口座名義 一般社団法人 青森県猟友会 会長 豊田 重男
- ウ 口座番号 普通預金 1092040

6 受付期間

令和5年10月1日から開始する。ただし、同年10月19日までに書類の提出がない場合は、同年11月1日までに狩猟者登録証の交付ができないことがあるので注意すること。

7 その他

- (1) 申請手続は、できるだけ個人扱いを避け、猟友会等で一括申請すること。
- (2) 猟友会で一括申請する場合は、別紙様式により送付内訳書を添付すること。
- (3) 登録証の交付は、申請書の受付順に行うので原則として当日の発行は行わない。
- (4) 申請書に不備（必要事項の記入漏れ、添付書類の不足等）がある場合は受理しないので、申請書の裏面の記載箇所にも十分に留意して提出すること。なお、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
- (5) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入すること。
- (6) 申請書の送付及び狩猟者登録証の返納の際は、書留などの配達を確認できる方法で送付すること。

